

平成 30 年 10 月 31 日  
都市整備部 建築指導課  
ダイヤル：0742-34-4750

## 奈良市ブロック塀等撤去費補助金の開始について

平成 30 年 6 月 18 日に大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊し、通学中の児童が死亡する事故が発生したことにより、本市においても通行する人の安全性の確保を推進するため、県内他自治体よりも限度額を 5 万円高い金額で、民有地のブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。

### 1 対象となるブロック塀等

道路等（※1）に面し、高さ（※2）80 c m以上あるもので通行人の安全性を確保するために撤去する必要があるブロック塀等

- ※1 建築基準法第 42 条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定多数の者が利用する道路
- ※2 道路の地面からブロック塀等の頂部までを計測

### 2 募集期間      平成 30 年 11 月 8 日(木)から平成 31 年 2 月 15 日(金)まで

### 3 補助対象項目

対象となるブロック塀等について、高さ 80 c m未満となるよう撤去する工事

### 4 募集件数      40 件 募集件数になり次第終了

### 5 補助金額

ブロック塀等の撤去（全部または一部）に要した費用（見付面積 1 m<sup>2</sup>当たり 8 千円上限）に 1/2 を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、15 万円を限度額とする。

## 6 必要書類

- ①交付申請書（要印鑑）
- ②ブロック塀等点検表（申請書 別記様式）
- ③補助対象ブロック塀等の所有者が確認できる書類（土地全部事項証明書）
- ④建設業の許可を受けた事業者からの撤去に係る工事見積書（要印鑑）
- ⑤撤去工事を行う事業者の建設業の許可の写し

（撤去工事完了後）

- ⑥完了時の工事写真
- ⑦領収書の写し
- ⑧廃棄物の処分報告書の写し

## 7 補助金申請から交付までの流れ

- ①必要書類を建築指導課へ提出（郵送不可）
- ②審査（申請書類及び補助対象ブロック塀等の所有者等の確認）
- ③交付対象者に交付決定の可否の通知
- ④工事契約・着手
- ⑤工事完了・完了報告
- ⑥交付金額を確定し、申請者に補助金確定通知書により通知
- ⑦補助金請求書を建築指導課に提出
- ⑧補助金交付

## 8 県内の状況

- ①大和高田市 平成 30 年 10 月 1 日から募集開始 高さ 80 cm以上  
撤去工事に要する経費の 1/2（限度額 10 万円）
- ②檀 原 市 平成 30 年 10 月 1 日から募集開始 高さ 80 cm以上  
撤去工事に要する経費（10,000 円/m限度）の 1/2（限度額 10 万円）
- ③御 所 市 平成 30 年 10 月 1 日から募集開始 高さ 80 cm以上  
撤去工事に要する経費（10,000 円/m<sup>2</sup>限度）の 1/2（限度額 10 万円）
- ④三 郷 町 平成 30 年 10 月 1 日から募集開始 高さ 60 cm以上  
撤去工事に要する経費の 1/2（限度額 10 万円）
- ⑤王 寺 町 平成 30 年 10 月 1 日から募集開始 高さ 60 cm以上  
撤去工事に要する経費の 1/2（限度額 10 万円）

## 9 予算額 平成 30 年度 6,000 千円